少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令

少年院及び少年鑑別所組織規則（平成十三年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
（少年院に置く課等） **第五条**　［略］ ［２・３　略］ ４　前三項に掲げる課のほか、少年院に、首席専門官一人（北海少年院、東北少年院、多摩少年院、瀬戸少年院、浪速少年院、広島少年院及び福岡少年院にあっては二人、東日本少年矯正医療・教育センターにあっては三人）を置く。 （少年院の首席専門官の職務） **第十条**　［略］ ２　北海少年院、東北少年院、多摩少年院、瀬戸少年院、浪速少年院、広島少年院及び福岡少年院の首席専門官二人は、それぞれ教育担当及び支援担当とし、教育担当の首席専門官は前項第三号及び第五号から第七号までに掲げる事務を、支援担当の首席専門官は同項第一号、第二号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。 ３　［略］ （少年院の統括専門官） **第十五条**　少年院及びその分院を通じて統括専門官百四十四人以内を置く。 ［２・３　略］ （少年鑑別所に置く課等） **第十八条**　［略］ ２　前項の課のほか、少年鑑別所（旭川少年鑑別所、青森少年鑑別所、秋田少年鑑別所及び徳島少年鑑別所を除く。）に、それぞれ首席専門官一人を置く。 （地域非行防止調整官） **第二十二条**　東京少年鑑別所に地域非行防止調整官二人を、札幌少年鑑別所、仙台少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、千葉少年鑑別所、東京西少年鑑別所、横浜少年鑑別所、静岡少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、京都少年鑑別所、大阪少年鑑別所、神戸少年鑑別所、岡山少年鑑別所、広島少年鑑別所、高松少年鑑別所及び福岡少年鑑別所に、それぞれ地域非行防止調整官一人を置く。 ２　［略］ **別表第一**（第一条関係） ［項を削る。］ ［略］	（少年院に置く課等） **第五条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　前三項に掲げる課のほか、少年院に、首席専門官一人（東北少年院、多摩少年院、瀬戸少年院、浪速少年院、広島少年院及び福岡少年院にあっては二人、東日本少年矯正医療・教育センターにあっては三人）を置く。 （少年院の首席専門官の職務） **第十条**　［同上］ ２　東北少年院、多摩少年院、瀬戸少年院、浪速少年院、広島少年院及び福岡少年院の首席専門官二人は、それぞれ教育担当及び支援担当とし、教育担当の首席専門官は前項第三号及び第五号から第七号までに掲げる事務を、支援担当の首席専門官は同項第一号、第二号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。 ３　［同上］ （少年院の統括専門官） **第十五条**　少年院及びその分院を通じて統括専門官百四十五人以内を置く。 ［２・３　同上］ （少年鑑別所に置く課等） **第十八条**　［同上］ ２　前項の課のほか、少年鑑別所（旭川少年鑑別所、青森少年鑑別所及び秋田少年鑑別所を除く。）に、それぞれ首席専門官一人を置く。 （地域非行防止調整官） **第二十二条**　札幌少年鑑別所、仙台少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、千葉少年鑑別所、東京少年鑑別所、東京西少年鑑別所、横浜少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、京都少年鑑別所、大阪少年鑑別所、神戸少年鑑別所、広島少年鑑別所、高松少年鑑別所及び福岡少年鑑別所に、それぞれ地域非行防止調整官一人を置く。 ２　［同上］ **別表第一**（第一条関係） 帯広少年院　帯広市 ［同上］

名称	位置

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。